

本日の記者会見で訴えたいこと

(2009年09月17日 長崎県庁記者室にて)

【長崎県公立大学法人が2009年9月15日付で発令した長崎県立大学教授久木野憲司に対する懲戒処分は不当である。大学法人には速やかに撤回することを求める。今後、法的手続によって今回処分の不当性を明らかにしたい。】

懲戒処分書では兼業従事許可に違反したので処分するとあるが、このこと自体の事実認定が誤っている。加えて、兼業従事の状況報告を求めた職務命令に違反したので処分したとあるが、これらはそもそも、職務命令ではない。労働法の通説からしても簡単に判断できることである。依頼書自体が不備きわまりないものであったため、質問書を大学に提出したところ回答さえなかった。大学側は自ら回答もしないのであって、依頼内容自体に答えることができなかったのであるから、そのことは処分の理由にはなり得ない。

長崎県公立大学法人の主張する処分の理由。以下、懲戒処分書より転載。

(処分)

長崎県公立大学法人職員就業規則第46条第1号及び第7号により懲戒処分として停職6月(平成21年9月15日から平成22年3月14日まで)に処する

(処分の理由)

被処分者は、平成15年10月17日から平成20年11月30日までの兼業従事許可(または営利企業等従事許可)期間において、本来兼業が認められていない法人の勤務を要する日または勤務を要する時間内に、勤務日または勤務時間の振り替え申請を行うことなくバイオラボ株式会社の業務に従事し、中国渡航や圏内出張などを行ったことは、兼業従事許可に違反するものである。

また、この結果、無断欠勤をした日は383日である。なお、この383日には、終日欠勤した日だけでなく、1日のうち部分的に欠勤した日も含まれる。

さらに、これらの事実を解明するために本職が職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかった。

このような行為は、長崎県公立大学法人職員就業規則第33条及び第35条に違反するものである。

よって、上記のとおり懲戒処分に処する。

【 そもそも兼業従事許可違反との懲戒理由は事実ではない 】

懲戒処分書にあるこの懲戒理由は事実ではない。以下、懲戒理由書の事実認定の誤りについて説明する。

久木野教授が兼業勤務することになった大学発ベンチャー企業バイオラボ社は県の事業に参加すべきであるとの当時の県立大学の要請を受けて起業したものであり、そのため久木野教授は大学と長崎県の積極的な後押しを受けて創業業務を行っていた。創業当初に大学と話し合った時の合意としては、「形式的には兼業許可書に多くの時間を兼業従事するように記載するのも憚れるので、勤務時間外(初回の当初半年間のみ時間外とした)の一日3時間程度と日曜祝日の時間を使ってという程度に留めておこう、しかし、実際には大変な創業作業になるだろうから出来るだけの支援はするので大学発ベンチャーの立ち上げを頑張りたい」、といったものであった。

会社設立時の多忙さは素人でも理解できることで、当然大学としても創業の忙しさを判った上での兼業許可であった。最初の半年間についての兼業許可では勤務時間外の平日3時間と日曜祝日にて兼業従事するという内容で、その後の4年間に4回許可された兼業申請では平日3時間(時間外ではない)と土曜日曜祝日にて兼業従事する、という形で申請しているが、会社創業期の状況は大学も承知していたのでその活動は黙認されていた。秘書が居るわけでもなく、大学業務と会社創業を行っていた久木野教授の多忙さは大学周知のことであり、また、勤務時間の振り替え申請をその都度行うことも実務的に困難であった(会社の事務が確立した最後の一年は勤務振替表を提出することが可能となっていたので大学へ提出された)ことから、大学はとくに手続きを求めることなくずっと黙認してきた。オープンに行われていた久木野教授の兼業活動の実際は大学も承知していたものであり、それを踏まえて毎年兼業申請が許可されていた。(もし、久木野教授の行為が違法であれば、この許可更新の時点でチェックがなされているはずであって、最終の兼業許可の違反のみが問題とされるべきである。)久木野教授は授業や実習、会議などはキッチンとこなししており、兼業で大学を空けた時間以上を夜間や休日に大学の仕事をしていた(このことは昨年度の県立大学事務局が県に報告して県議会議事録にも掲載されています)。今回の処分理由は、その勤務時間の振り替え表(届け)を大学に提出していなかったことだと大学法人は主張している。

県立大学自体は開学以来ずっと教員一人一人の勤務時間をチェックするような管理を行ってはならず、基本的に大学教員はフレックスタイムで勤務していたのが実態である。久木野教授も自主的な勤務時間の振り替えを行って実質的に週40時間を優に超える勤務時間を大学業務に費やしてきた。勤務時間の振り分けは教員個々の判断で行われてきたし、久木野教授と同様に日々の勤務の振替票を提出していない教員は多い(むしろ提出している教員を確認できない)。長崎県立大学ではルーティンの非常勤講師などを除いて、毎日の勤務振り替えについてその度に振替表を提出するような事務体制は採られてこなかったし、他の大学と同様、タイムレコーダーあるいはその他の方法にて教員個々の勤務実態を把握する方法などは何も採られていない。多くの大学がそうであるように教員個々の自主的な勤務振り分けに頼ってきた。

処分理由となっている勤務の振り替え表の未提出や出張届けの未提出は、忙しい久木野教授の状況をみて、兼業開始当初より大学は認容、そうでないにしても黙認していた。

大学は久木野教授の勤務状況を承知の上で、かつて一度も注意することなく毎年兼業許可を出してきた。

にもかかわらず、県議会にて県会議員が強く久木野教授の処分を迫るように時期から、これまでの態度を翻して、出張届けや勤務の振り替え表が未提出であることを問題視するようになり、今回に至ってはなぜか適法な処分の事前手続を拒んでまで拙速に9月15日を目差して処分の実行と記者会見を強行した。

昨年度までの大学法人事務局は、全教員の勤務実態からすると勤務の振り替え表や出張の届けがないだけで、実質的に大学業務に支障がないように業務を実施していた久木野教授を、いかに議員の要請があったとしても、一人だけを処分することに疑問を持っていた。しかし、異例の人事によってこの4月から県立大学事務局長として派遣された前学事文書課長(県立大学担当課として議会にて執拗に久木野教授の処分を迫っていた議員らの質問に答弁していた課長)が来てからは大学の姿勢も一変した。新しい事務局長が長崎県や県議会議員らの意向とどう関係するのかは目下解明中である。

【兼業従事実施状況の報告要請に従わなかったとの処分理由は不当。】

これまで何度も代理人弁護士を通じて説明しているごとく、県議会の不当な圧力による特定教員のための勤務状況調べは被雇用者の平等取り扱い原則に反する行為で、調査を行うのであれば全教員を対象に平等に実施すべきであると繰り返し代理人弁護士が書面にて大学に説明してきた。また、教員の勤務実態を無視して特定教員のみにより自己の勤務状況調査を処分することを前提として強いる法的根拠を示すようにとの質問を何度も大学へ書面で行ってきたが大学はこれに答えることはなく、そもそも大学が指示した調査の妥当性自体について大学は回答を避けてきた。適正、適法に大学からの指示に応答してきたにも関わらず、一方的に大学が求めた報告が提出されなかった事情をもって処分を行うのは不当である。

加えて、長崎地方裁判所に適切な判断を下して頂くように久木野教授が仮処分の申立をしたにも関わらず、これを無視して独善的に今回の処分を強行する姿勢は、法に従って業務を行うべき大学のあるべき姿から著しく乖離したものである。

【 今回の処分に関わる事実経過 】

5月15日	金	公立大学法人は会社議事録、出入国記録調査書などの提出を求める文書を久木野教授に送付。	
6月8日	月	■■■■・■■■■弁護士は県立大学事務局と面談し、会社文書の開示は問題がありできないことを直に説明(■■■■)。	
6月10日	水	公立大学法人は会社議事録、出入国記録調査書などの提出を求める同様文書を再度発行。	
6月22日	月	■■■■・■■■■弁護士より公立大学法人へ適法な提出根拠を示すように文書にて回答。	
6月30日	火	公立大学法人は提出を指示する適法な根拠を示すことなく同様文書を再再度発行。	
7月7日	火	■■■■・■■■■弁護士より公立大学法人へ資料の提出は適切ではないこと、適法な提出根拠を示すように再度文書により要請。	
7月17日	金	公立大学法人は提出を指示する適法な根拠をまったく示すことなく脅迫的な文書で同様文書を再再再度発行。	
7月24日	金	■■■■・■■■■弁護士より公立大学法人へ適法な提出根拠を示して大学らしく対応することを文書により要請。	
8月11日	火		長崎県議会百条委員会(非公開)が開催。
8月31日	月	公立大学法人は久木野教授に翌日(24時間以内に)開催する調査委員会に出席して弁明するよう通知。急な対応は無理なので9日～11日あたりで日程調整して欲しいとの久木野教授の申し出を却下して翌日強行するとの一点張り。	
9月1日	火	調査委員会に出席するため久木野教授に同行した■■■■弁護士の入室を正当な理由を示すことなく拒絶。調査委員会は雑談のみで終了(■■■■)。	
9月2日	水		長崎県議会百条委員会(非公開)が開催。

9月7日	月	公立大学法人は久木野教授に9月10日の教育研究評議会で懲戒理由について弁明するようにと通知書を送付。(弁明書作成時間としても、72時間にも満たない。事前手続の「相当の期間」を満たさない無茶な要請。)	
9月8日	火		長崎県議会百条委員会が開催。
9月10日	木	教育研究評議会に出席するため久木野教授に同行した■■■■弁護士の入室を正当な理由を示すことなく拒絶。教育研究評議会では誰からも質問がないまま久木野教授が簡単な意見を述べただけで終了(■■■■)。(手続きを執ったとのアリバイ作り以外の開催目的が認められない。)	
9月11日	金	久木野教授は、公立大学法人を相手方として、長崎地裁に懲戒処分禁止仮処分申立て。■■■■弁護士が、同申立て後、直ちに公立大学法人に、FAX及び電話により申立てをした旨連絡。	
9月14日	月	公立大学法人は久木野教授に翌日処分書を交付するので大学本部棟に来るよう通知。久木野教授は代理人に送達するよう依頼した。	
9月15日	火	公立大学法人は久木野教授に処分書を交付するのですぐに大学本部棟に来るよう繰り返し電話と電子メールで通知。久木野教授は改めて代理人弁護士へ送達するよう返事。直後に事務局長らは代理人弁護士の事務所へ出掛け、処分書を■■■■弁護士に手交した(なお、この時点で既に公立大学法人は仮処分の副本の送達を受けており、仮処分事件は長崎地裁に係属していた。)。当日中に、公立大学法人は記者会見を開き処分書を交付したことを公表。	長崎県議会百条委員会(非公開)が開催。
9月19日	土		長崎県議会百条委員会(非公開?)が開催?。
9月29日	火		長崎県議会9月定例会の最終日